

令和6年度 第11回農業委員会総会 (7. 2. 19)

開 会 午後2時 小平市役所 3階 庁議室

議 長 ～ ただいまから、令和6年度・第11回農業委員会総会を開催します。  
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めているよう、  
お願いいたします。  
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ござい  
ませんか。

全 員 ～ 異議なし。

議 長 ～ 14番 酒井委員、15番 高橋委員にお願いします。

**第1号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明の件**

---

議 長 ～ 1番 申 請 者  
以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 第1号議案から第2号議案の現地調査につきましては、2月14日午前  
に10番 滝島委員、12番 浅見委員及び事務局、同日午後  
に5番 尾崎委員、15番 高橋委員  
及び事務局とで行っております。

1番につきましては、農地の相続人が相続税納税猶予の適用を受けるための  
適格者であることを証明するものでございます。

1番

現地案内図は、1ページ、1番です。

10番滝島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番滝島委員～ 現地は、ナシが作付けされておりました。下草もなく綺麗に  
管理されており、問題  
ございません。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上1件を適格者として証明することに  
決定いたします。

**第2号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件**

---

議 長 ～ 2番 申 請 者  
3番 申 請 者  
4番 申 請 者  
5番 申 請 者

6番 申請者  
7番 申請者  
8番 申請者

以上7件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 2番から8番につきましては、相続税納税猶予継続手続きのために3年ごとの証明を発行するものでございます。なお、2番及び3番は関連しておりますので、まとめて報告いたします。

2番

3番

現地案内図は、2ページ、2番及び3番です。

5番尾崎委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5番尾崎委員～ 現地は、ブルーベリー、キウイが作付けされておりました。また、ジャガイモを収穫した畑についても下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 4番

現地案内図は、3ページ、4番です。

5番尾崎委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5番尾崎委員～ 現地は、カキが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 5番

現地案内図は、4ページ、5番です。

10番滝島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番滝島委員～ 現地は、ハウスにてナス、トマト、キュウリが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 6番

現地案内図は、5ページ、6番です。

10番滝島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番滝島委員～ 現地は、キャベツ、ブロッコリーなどが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 7番

現地案内図は、6ページ、7番です。

10番滝島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番滝島委員～ 現地は、委託苗木とブルーベリーが栽培されておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 8番  
現地案内図は、7ページ、8番です。  
5番尾崎委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5番尾崎委員～ 現地は、ウメ、ハナミズキ、マツ、マキが栽培されておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上7件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

#### 専決処理規程による会長専決の報告について

#### 第1号 農地転用のための届出の件 (法第4条)

---

議長～ 9番 申請者  
以上1件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第4条及び法第5条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局及び調査担当委員にて行っております。また、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、理由書を添付していただきました。

9番  
現地案内図は、8ページ、9番です。  
転用目的は専用住宅です。現況は宅地でございます。

以上1件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を1月23日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、専決処理に伴う4条転用の報告を終わります。

**第2号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)**

---

議 長 ～

- 10番 譲受人  
譲渡人
- 11番 譲受人  
譲渡人
- 12番 譲受人  
譲渡人
- 13番 譲受人  
譲渡人
- 14番 譲受人  
譲渡人
- 15番 譲受人  
譲渡人

以上6件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 10番

現地案内図は9ページ、10番です。

転用目的は共同住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

11番

現地案内図は10ページ、11番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

12番

現地案内図は11ページ、12番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

13番

現地案内図は12ページ、13番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

14番

現地案内図は13ページ、14番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

15番

現地案内図は14ページ、15番です。

転用目的は住宅敷地増しで、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

以上6件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を1月23日及び2月5日、2月14日をもって行いましたので報告いたします。  
以上でございます。

議 長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。  
以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。